別記様式第１号（第５条関係）その１

**液化石油ガス設備工事届明細書（１ｔ未満の容器による貯蔵）**

|  |  |
| --- | --- |
| 特定液化石油ガス設備工事事業届出受理年月日・番号 | 　　　年　　　月　　　日第　　　　　　　　　　　　　号 |

（液化石油ガス法第３８条の３）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備工事事業者 | 従事した液化石油ガス設備士氏名・免状番号等 | 氏　　　　　名 | 免　状　番　号 | 最終受講年月日（５年毎） |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　　　号 | 　　年　　月　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　　　号 | 　　年　　月　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　　　号 | 　　年　　月　　日 |
|  | 県交付第　　　　　　　　　　　　号 | 　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該設備工事を行った建築物の名称等 | (名称) |
| 液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等 | (名称) |
| (所在地) |
| 設備工事の完了年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 充てん事業者の名称 | (名称) |

バルク供給に係るものを除く供給設備の技術上の基準

（✽該当個所に✔印又は必要事項を記入してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規則 | 項　　　　目 | 基　　準　　及　　び　　措　　置　　等 |
| 第１８条第１号 | イ | 火気の有無 | □あり（２ｍ以内）　□火をさえぎる措置：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□なし |
| 容器の設置場所 | □屋外設置　　□滞留防止措置（ボンベ庫、囲い等を設けた場合） |
| ロ | 充てん容器（内容積５㍑以下のものを除く） | □腐しょく防止措置（排水の良い水平な場所又は水平な台上） |
| ハ | □日陰に設置□充てん容器と熱源間に不燃性隔壁の設置 |
| ニ | 転落、転倒防止措置 | □鉄鎖、ロープ等による固定（充てん量１０ｋｇ以上の容器） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１８条 | 4号 | 供給能力 | □一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること |
| 5号 | バルブ・集合装置・供給間及びガス栓 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること |
| 6号 | バルブ・集合装置及び供給管 | □腐食を防止する措置を講ずること |
| 7号 | バルブ・集合装置及び供給管の材料 | □その使用条件に照らし適切なものであること |
| 8号 | 耐圧試験 | 集合装置及び供給管 | □充てん容器又は貯槽と調整器(二段式減圧用二次側のものを除く。)の間に設置される管(試験圧力2.6Mpa以上)□二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の管(試験圧力0.8Mpa以上) |
| 引張試験 | 集合管等 | □充てん容器等と集合装置に係る照合管若しくは調整器接続する管又は調整器硬質感を接続する硬質感以外の管(引張試験：接続された状態で1キロニュートン以上) |
| 9号 | 機密試験 | 供給管 | □二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管(試験圧力0.15Mpa以上)□上記以外の供給管(試験圧力8.4Kpa以上) |
| １０ | バルブ・集合装置及び供給管 | □漏えい試験に合格するものであること |
| １１ | 燃焼器入口圧力保持（供給管等） | □生活の用に供する液化石油ガス(2.0Kpa以上3.3Kpa以下)□上記以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力 |
| １２１３１４１５１６ | 供給管 | 管損傷防止 | □損傷を受けるおそれのある供給管の損傷防止措置 |
| 設置位置 | □地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下のおそれのある場所、建物の基礎面下に設置しない |
| 危険標識 | □危険標識の設置(地盤面上設置及び危害をおよぼすおそれのあるときに限る) |
| 温度変化 | □温度の変化による長さの変化を吸収する措置(貯蔵能力1,000kg以上の貯蔵設備に係るものに限り地盤面下に埋設されているものを除く) |
| 滞留液化物の排除 | □滞留液化物の排除措置(貯蔵能力が500kg以上の貯蔵設備に係るものに限る) |
| １８ | ガス栓の設置 | □一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメータの入口側の供給管に設置 |
| １９ | 気化装置 | 腐しょく・割れ等耐圧試験直火加熱構造流出防止措置凍結防止措置置 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること□試験圧力2.6Mpa以上□直火加熱構造でないこと□液状の液化石油ガスの流出防止措置□温水部の凍結防止措置(温水加熱構造のみ) |
| 第１８条 | 20 | 調整器 | 腐しょく・割れ等 | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がなものであり、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること |
| 耐　圧　試　験 | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力2.6Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力0.8Mpa以上) |
| 気　密　試　験 | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力1.56Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力0.15Mpa以上) |
| 調　整　圧　力 | □生活の用に供するものに係るもの(2.3Kpa以上3.3Kpa以下)□上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 閉そく圧力 | □生活の用に供するものに係るもの(3.5Kpa以下)□上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 21 | 地　下　室　等 | □供給・消費・特定供給設備告示に適合 |
| 22 | 体積販売時の供給設備 | □一定の流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメータ□ガス漏れ検知器連動自動ガス遮断機能□液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 |
| □消費者の形態に特段の事情あり□消費設備の所有者等から承諾が得られない |
| 表　示 | 施工後のプレート表示 | □有　□不要 |
| □２以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事□屋内配管４ｍ以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 |
| 燃焼器具 | □風呂釜(□内　□外　□立消え安全装置付　□排気筒)　□ＧＨＰ□給湯器(□内　□外　□立消え安全装置付　□排気筒)　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□瞬間湯沸器(□内　□外　□立消え安全装置付　□排気筒)□コンロ(□固定式　□移動式　□立消え安全装置付　□排気フード) |
| 接続管類 | □金属管　□低圧ホース　□ゴム管□金属フレキ　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |